

「義務付け・枠付けの見直し」について

- 地方自治体の事務について、「事務を実施するかどうか」や「実施の内容・方法」を地方が決定できるようにするための改革。
- 各府省所管法律を一括改正し、事務の義務付け規定の廃止や、事務の内容の条例委任をすること等により実現。

10, 057 条項「～しなけければならない」「～してはならない」という規定

4, 076 条項(見直し対象・分権委二次勧告)

889 条項・分権委三次勧告

実施 636 条項 (71.5%)

- ・保育所の施設基準の条例委任
- ・有料道路の料金変更の大臣許可を事後報告へ

未実施 253 条項

【個別に義務付けを残すべきもの】

- ・計画に記載された事業に国庫負担がつく場合の同意
- ・建築制限を定める都市計画の住民への公表

1, 216 条項
(第1次・第2次見直し)

363 条項

実施(案)
291 条項 (80.2%)

未実施 72 条項

【個別に義務付けを残すべきもの】

- ・介護サービス事業者の不正について市町村から都道府県への通知
- ・委員会の委員の選挙による選任の義務付け

1, 212 条項
(第3次見直し)

- 【性質上、義務付けを残すべきもの】
- ・災害の発生について市町村が都道府県に報告すること
 - ・感染者が発見された旨の届出を受けた知事の大員への報告
 - ・河川での工作物の除却命令を受けた者への損失補償

1, 648 条項

- (a) 施設の基準
- (b) 協議等の国の関与
- (c) 計画策定手続

1次一括法
2次一括法

- ① 地方からの提言等に係る事項
- ② 通知・届出・報告、公示・公告等
- ③ 職員等の資格・定数等

11月末閣議決定予定、来年通常国会一括法案提出

引き続き、地方からの提案を受けて見直しを進める

義務付け・枠付けの見直し（第3次見直し）の閣議決定案

平成23年11月
内閣府地域主権戦略室

1. 義務付け・枠付け(4,076条項)の見直しの経緯

◇これまで2次の見直しを実施して、「施設・公物設置管理の基準」等の1,216条項のうち、地方分権改革推進委員会第3次勧告で許容類型に該当せず、見直すべきとされた事項889条項のうち636条項を見直し、他の事項を含めて666条項の見直しを行ったところ。

- ・第1次見直しー地方分権改革推進計画(平成21年12月閣議決定)、第1次一括法(平成23年4月成立)
- ・第2次見直しー地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)、第2次一括法(平成23年8月成立)

2. 第3次見直しの概要とその主な例

次の3分野に係る1,212条項を対象に、許容類型を設定し、それに該当しない事項(363条項)について検討を進め、291条項について見直しを実施。

(併せて、これまでの見直しと重複する条項の見直し等の26条項の見直しも実施)

(1) 地方からの提言等に係る事項

- ・都道府県交通安全対策会議の知事が必要と認める者の任命
- ・指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任
- ・地域包括支援センターの基準の条例委任
- ・農業委員会の選挙区の基準の見直し

(2) 通知・届出・報告、公示・公告等

- ・農用地利用規程の公告の義務の廃止
 - ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告の義務の廃止
- (公表方法について地方の裁量があると確認するもの)
- ・貸金業者登録簿の閲覧

(3) 職員等の資格・定数等

- ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
 - ・都道府県建築士審査会の委員の定数の廃止又は条例委任
 - ・公害健康被害認定審査会の委員の上限数の廃止
- (資格について地方の裁量があると確認するもの)
- ・私立学校審議会の委員の資格

3. 今後の取組

◇閣議決定日:11月末を予定

◇法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出する。

◇今後の見直しについては、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとし、具体的方法については地域主権戦略会議で検討を行う。